

# 第 2 編 災害予防計画

# 第1章

# 防災業務施設・設備等の整備

各機関においては、それぞれ処理すべき業務が、迅速・的確に実施できるよう、施設・設備等を整備充実する。また、保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を推進する。

## 第1 気象等観測施設・設備等

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象観測施設・設備を整備するとともに、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。

## 第2 消防施設・設備等

- 1 消防機関等は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓・防火水槽等の消防水利、火災通報施設、その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施するとともに、危険物の種類に対応した化学消火薬剤の備蓄に努める。

(資料 5 消防力の保有状況)

- 2 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。

- 3 関係事業者は、火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火体制の整備と消防機関との連携を強化するとともに、関係機関相互の連携強化を図り、有事の際の即応体制の確立に努める。

## 第3 通信施設・設備等

### 1 災害情報

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、市、地域、県及び防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに市外通話施設、災害時優先電話、無線施設、放送施設等を整備し、防災構造化するなどの改善に努める。また、万一これらの施設に被害が生じた場合に備え、非常電源、予備器等の設置に努め、通信連絡機能の維持・向上を図る。

特に、災害発生時における有効な伝達手段である市防災行政無線等を補足するため、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。

さらに、災害時においても安定した通信を確保し、Web サイト、電子メール等を通じた市民への各種災害情報の提供に努める。

## 2 無線通信施設等の整備等

### (1) 防災行政無線通信施設

電話が途絶の場合には、県防災行政無線、警察無線等を利用することとなるが、これだけでは孤立した集落との通信は不可能であるので、市役所と支所・出張所・出先機関等地区を結ぶ市防災行政無線設備により通信の確保を図る。

### (2) 消防・救急デジタル無線通信施設

災害時の被害軽減、人命救助などの消防活動においては、複数の消防隊・救急隊が同時出動し、情報を共有しながら協力して活動するため、デジタル無線通信施設の整備により、機能の充実を図る。

### (3) 各地区放送塔の利用

予報及び警報の伝達等非常時の一斉放送等緊急措置が講じられるよう各地区と事前に協議し、防災業務に利用できるよう強化を図る。

### (4) 民間無線の利用

アマチュア無線等民間無線について、災害応急対策、情報収集等災害時における運用について日頃から協力体制の強化を図る。

## 3 施設の点検

災害時に備え、平素から定期的に通信施設の保安全管理について点検整備を実施する。

(資料 4 通信施設整備状況)

## 4 医療情報

消防機関、医師会及び医療機関等を相互に結ぶ広域災害救急医療情報システムの的確な運用により、災害時において医療機関の被災状況、患者の転送要請、医療従事者の要請、医薬品備蓄状況等を迅速かつ的確に把握するとともに、応援派遣等を行う体制を強化する。

市、県及び医療機関は国と連携し、災害時の医療機関の機能を維持するよう努める。また、広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

## 5 防災情報

市の防災関係機関が、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施することができるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるため、雨量、水位、潮位などの観測情報や避難情報などの各種防災情報を防災行政無線、緊急速報メール、Web サイト、メールマガジン、フェイスブック、ツイッター、地上デジタル放送のデータ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等、多様な手段により市民へ提供する。

## 6 電気通信設備

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努める。

# 第4 水防施設・設備等

重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等水防資機材を備蓄する水防倉庫等の整備、改善及び点検を実施する。

# 第5 救助施設・設備等

- 1 市・県及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。
- 2 人命救助に必要な救急車、救助工作車、照明車、船舶、救命ボート、ヘリコプター等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について、その機能等が有効かつ適切に運用できるよう整備、改善及び点検する。
- 3 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。
- 4 市は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される避難場所について、必要な数、必要な規模の施設等をあらかじめ指定し、そのうち指定緊急避難場所として要件を満たす施設の指定を推進し、日頃から住民への周知徹底を図る。

- 5 市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底を図る。
- 6 指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であつて、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- 7 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 8 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- 9 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- 10 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- 11 必要な物資の備蓄に当たっては、市民が最低限備蓄すべきものや市と県等の役割分担を明確にしたうえで、計画的な備蓄を進める。
- 12 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

## 第6 医療救護用資機材等

- 1 市、県及び医療関係機関等は、負傷者が多数に上る場合を想定して、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保に努める。
- 2 市、県、医療関係機関、鉄道事業者及び空港管理者等は、あらかじめ相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関相互の連絡連携体制についての計画を作成する。

## 第7 その他の施設・設備等

- 1 災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要なブルドーザー、ダンプカー、トラック等の土木機械及びその要員を確保するため、資機材の保有状況を調査把握し、建設業者等と応急対策業務に関する協定の締結に努める。また、特に防災活動上必要な公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施する。
- 2 市及び県は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

## 第2章

## 防災業務体制の整備

第1 職員の体制

- 1 市及び各機関は、それぞれの実情に応じ、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等についての検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。その際、職員の安全確保に十分配慮する。また、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保についても検討する。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練・研修等の実施に努める。
- 2 市及び各機関は、必要に応じ、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。
- 3 市及び各機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。
- 4 市、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧や復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市及び県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。
- 5 市（県）は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。
- 6 市は、夜間、休日等の職員の緊急呼出については、県防災情報システム等から市に入った情報を災害連絡要員に、電話等によって連絡することにより、早期に対応できる体制を整える。また、災害現場等において情報の収集・連絡に当たる要員を指名しておく。

第2 情報収集・連携体制

- 1 市がより迅速・的確に総合的な防災対策を実施できるようにするため、県が保有する

気象情報及び河川情報を早期に提供する防災情報システムの活用を図る。

- 2 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。
- 3 風水害等により、市から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため、リエゾン（情報連絡員）として市に派遣された場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどをあらかじめ定め、迅速に情報収集ができるよう努める。
- 4 県は、Web 会議システム等を活用し、市とリアルタイムで情報共有できるよう努める。
- 5 機動的な情報収集活動を行うため、航空機、無人航空機、車両、船舶など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、航空機運用総合調整システム（F O C S）、沿岸ライブカメラを始めとする監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。
- 6 衛星通信、電子メール、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 7 関係機関は相互に協力して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。
- 8 災害時に有効な携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。
- 9 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。
  - (1) 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保
  - (2) 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート及び関連装置の二重化を推進
  - (3) 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加
  - (4) 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築
  - (5) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹



底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い堅牢な場所への設置等

### 第3 防災関係機関相互の連携体制

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが正確に伝わらない事態が発生しやすくなる。こうしたことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。

国は、県及び市と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努める。また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市は、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、市及び県は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。また、市及び県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

市及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

- 2 市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- 3 市は、避難指示等の発令及び解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を

徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

- 4 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。
- 5 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- 6 県は、市と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮する。
- 7 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- 8 市及び県等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、輸血用血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。
- 9 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。
- 10 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。
- 11 市及び県は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。  
また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備しておく。

- 1.2 関係機関は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。
- 1.3 市は、医療の応援について県等へ応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。
- 1.4 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- 1.5 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。
- 1.6 気候変動による影響を踏まえ、国及び県が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「吉井川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の氾濫域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連絡体制を構築する。
- 1.7 市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。
- 1.8 市及び県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

## 第4 業務継続体制の確保

1 市、県、その他の防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

2 市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気、水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

3 市及び県は、ライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

4 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

## 第3章

## 自然災害予防対策

市、県及び指定地方行政機関は、風水害に強い市土の形成を図るため、治山、治水、砂防対策、急傾斜地崩壊対策、海岸保全、農地防災等の事業による対策を総合的、計画的に実施、推進する。事業実施に当たっては、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

## 第1節 治山対策

## 1 方針

山地に起因する災害から、生命・財産を保全するため、治山事業を推進する。

## 2 主な実施機関

市

県（農林水産部）

近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）

## 3 実施内容

## (1) 山地治山事業等

荒廃地及び山地災害危険地区等において、治山施設を整備し、山地に起因する災害の未然防止と荒廃地の復旧を図る。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木補足式治山ダムの設置や間伐材等の森林整備などの対策を推進する。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進する。

## (2) 水源地域整備事業

水源かん養及び水土保持機能の発揮と国土保全のため、治山施設、森林の整備を行う。

## (3) 防災林造成事業

潮風、高潮、強風等による被害を防止するため、森林造成等の防災工事を行う。

## (4) 地すべり防止事業

地すべりによる被害を防止、軽減するために排水工、杭打工等の防災工事を行う。

## (5) 山地災害危険地区調査

山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握し、これらの災害の未然防止に努める。

(6) 山地災害危険地区等の周知

山地災害危険地区等の地域防災計画への掲載、情報の提供及び現地への標示板の設置等について、地域住民等への周知を行うとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。

(7) 防災工事の実施

治山対策は、近年災害が発生した箇所、危険度の高い箇所、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。

#### 4 関連調整事項

(1) 砂防治山岡山地方連絡調整会議

治山、砂防、河川、国有林治山等各々の防災事業について、相互間の調整を行い事業の効率化、適正化を図る。

(2) 岡山県総合土砂災害対策推進連絡会

山地災害危険地対策は、危険溪流の周知、警戒体制の整備等連絡調整して効果的に推進する。

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）の規定に基づく警戒避難体制の整備等については、第2編第3章第3節「土砂災害防止対策」に定めるところによる。

## 第2節 造林対策

### 1 方針

森林の有する国土の保全及び水源かん養機能等の公益的機能を高度に発揮させるため、適切な間伐等の保育や育成複層林施業及び長伐期施業等を普及啓発する。

また、災害につながるおそれのある林地の無計画な開発、土砂採取を規制し、防災措置を講ずるよう指導する。

### 2 主な実施機関

市  
森林所有者等

### 3 実施内容

- (1) 下層植生の発達や林木の健全な成長を図るため、適切な間伐等の保育を普及啓発する。
- (2) スギ・ヒノキの単層林のみならず広葉樹造林、育成複層林施業及び長伐期施業を普及啓発する。

### 4 関連調整事項

市は、県、森林整備センター及びおかやまの森整備公社等関係機関と連携を図り、効果的に普及啓発する。

## 第3節 土砂災害防止対策

### 1 方針

土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで警戒避難体制の整備等を行うとともに、砂防関係施設の整備を計画的に推進する。

また、大雨により土砂災害発生危険度が高まったときは、県と岡山地方気象台が発表する土砂災害警戒情報を受けて、市長は避難指示等を発令する判断をし、市民は避難行動を開始する。

さらに、重大な土砂災害の急迫している状況においては、県の緊急調査、土砂災害緊急情報をもとに、市長が適切に住民の避難指示（緊急）の判断等を行う。

### 2 主な実施機関

市

県（土木部）

中国地方整備局

岡山地方気象台

### 3 実施内容

#### (1) 土砂災害警戒区域等の点検

市は、県と連携して土砂災害警戒区域等を点検調査し、その実態を把握するとともに、災害の未然防止に努める。

市は、上記警戒区域等について住民に周知を図るとともに、日常の防災活動として防災知識の普及、警戒避難の啓発を図る。

#### 【土砂災害警戒区域等】

ア 土砂災害警戒区域（土石流）、土砂災害特別警戒区域（土石流）

イ 土砂災害警戒区域（地滑り）、土砂災害特別警戒区域（地滑り）

ウ 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

#### (2) 「土砂災害防止法」に基づく調査・指定等

##### ア 基礎調査の実施

県は、「土砂災害防止法」の規定に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり（以下「急傾斜地の崩壊等」といい、それによる住民の生命、身体に生じる被害を「土砂災害」という。）のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等について基礎調査を行うとともに、その結果を市に通知する。

##### イ 警戒区域等の指定



県は、基礎調査結果に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定する。

また、県は、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講じる。

- (ア) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- (イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
- (ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- (エ) 勧告による移転者への支援等

#### ウ 警戒避難体制の整備等

瀬戸内市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該区域ごとに、以下の事項について定める。

- (ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項
- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (ウ) 災害対策基本法第四十八条第一項 の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (オ) 救助に関する事項
- (カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

なお、警戒区域内の要配慮者が利用する施設で土砂災害のおそれがあるときに、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。

警戒区域の指定を受けた市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、土砂災害ハザードマップの配布等必要な措置を講ずる。

### (3) 警戒避難体制の支援

#### ア 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおか

しくない状況となったときに、岡山県と岡山地方気象台が、共同で発表する土砂災害警戒情報を受け、市長は避難指示等を発令する際の判断や、住民の避難行動を支援する。

#### イ 緊急調査及び土砂災害緊急情報

河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況においては、市長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水）については国が、その他の土砂災害（地すべり）については県が緊急調査を行い、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を発表する。

#### (4) 防災工事の実施

土砂災害から生命、財産を守るため、危険箇所のうち、土砂災害時に自力避難が困難な入所者及び入院患者がいる要配慮者施設などのある箇所、過去の土砂災害発生箇所等、緊急度・危険度の高い箇所から地域と連携しながら整備する。

##### ア 砂防事業

土石流や流木を補足する砂防堰堤、溪流の縦横浸食を防止する溪流保全工・護岸等の砂防設備の整備を図る。

##### イ 地すべり対策事業

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

##### ウ 急傾斜地崩壊対策事業

がけ崩れ災害に対処するため、保全する人家が5戸以上で土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて防止施設の整備を図る。

市は、急傾斜地崩壊危険箇所を調査把握し、一覧表を地域防災計画に掲載するとともに、指定の要望、防災工事の推進について、県と連絡を密にし、危険個所の解消に努める。

また、危険住宅の移転制度も活用し、災害の未然防止を図る。

#### (5) 盛土による災害の防止対策

市及び県は、崩落の危険がある盛土を発見した場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

(資料 7 急傾斜地崩壊危険箇所)

(資料 8 急傾斜地崩壊危険区域（法律指定箇所）)

(資料 9 土石流危険溪流)

- (資料 10 土砂災害警戒区域一覽表)
- (資料 11 砂防指定地 (法律指定箇所))
- (資料 12 山腹崩壊危険地区 (農林水産省林野庁所管))
- (資料 13 崩壊土砂流出危険地区 (農林水産省林野庁所管))

第1編 総則

第2編 災害予防計画

第3編 災害応急対策計画

第4編 災害復旧計画

## 第4節 河川防災対策

### 1 方針

洪水、高潮等による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、河川改修等の治水対策を計画的に推進する。また、洪水予報河川及び水位周知河川については、あらかじめ洪水浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、洪水予報河川において、洪水のおそれがあると認められるときは、適切に洪水予報を行うとともに、水位周知河川において、避難判断水位及び洪水による災害の発生を特に警戒すべき氾濫危険水位に当該河川水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。また、河川改修だけでは限界があるため、住民の避難行動を促すことを目的に水位計の充実などソフト対策にも努める。

### 2 主な実施機関

市  
県（土木部）  
中国地方整備局（岡山河川事務所）  
岡山地方気象台  
水防管理者

### 3 実施内容

#### (1) 被害軽減を図るための措置

##### ア 洪水予報

中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、それぞれの洪水予報河川について、洪水のおそれがあると認めるときは、岡山地方気象台と共同して洪水予報を発表する。

##### イ 水防警報

中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、それぞれの水防警報河川について、洪水による被害の発生が予想され水防活動する必要があるときに、水防警報を発表する。

##### ウ 避難判断水位情報

県は、水位周知河川について、避難判断水位を定め、その水位に達したときは、その状況を直ちに県水防計画で定める関係市町村に通知する。

##### エ 洪水特別警戒水位情報

県は、水位周知河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに県水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び市に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて、市等へ河川水位等の情報を提供するように努める。

### オ 氾濫危険水位情報

中国地方整備局（岡山河川事務所）及び県は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

### カ 浸水想定区域の指定、公表等

中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、洪水予報河川及び水位周知河川等について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水範囲等を明らかにして公表するとともに、市長に通知する。また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて、市等へ浸水想定情報を提供するよう努める。

市は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

### キ 円滑かつ迅速な避難の確保

市防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があった場合には、地域防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報、氾濫危険水位情報、避難判断水位情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

また、地域防災計画において、次の施設の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

#### (ア) 要配慮者利用施設等

高齢者、乳幼児等の要配慮者が主に利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの

#### (イ) 大規模工場等

大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するものであって、所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの

市は、地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、住民に周知させるよう、洪水ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

## (2) 河川改修事業等の実施

### ア 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めるときは、直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持、補修及び護岸、水制、根固工の修繕並びに堆積土砂の除去、排水機場の

維持修繕等を実施する。

#### イ 河川改修

河積の拡大や河道の安定を図るため、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸、水制等を施工するとともに、排水ポンプ整備等により内水排除河川としての整備、上流ダム群等の建設により洪水調節を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。

#### ウ 流域治水

市及び県は気候変動の影響により激甚化・頻発化している水災害に備えるため、堤防整備や河道掘削などの対策をより一層加速するとともに、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策に取り組む「流域治水」を推進する。

また、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調整に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を活用し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する。

#### エ 低地帯排水改良事業

満潮位より低い低地帯における排水対策として被害を最小限にとどめるようポンプ整備等の排水計画を策定し、実施する。

### (3) 用・排水路対策

家庭用排水による水質低下を防ぐため、用・排水路の分離等の整備を図る必要がある。このため水路改修により流水速度を速め汚濁水の排除を図るとともに、維持管理については次の点に留意する。

ア 水路の破損部分、ぜい弱部分のある場合は、出水に備え補修を行う。

イ 地盤のゆるみ及び土砂埋没による通水断面の縮小部分については、十分点検、管理を行い、災害を未然に防止する処置をとる。

ウ 水路内に塵芥等の投棄を防ぎ、流水の妨げとならないよう措置する。

エ 関係機関、団体及び住民との協力一致体制による塵芥除去、清掃運動を推進する。

オ 緊急時に備え、排水ポンプ施設の点検を行い、特にエンジンの調整は、平素から十分行う。

## 4 関連調整事項

### (1) 危険箇所の実態把握

水源から河口に至る水系全流域について一貫した危険箇所の実態を把握するとともに、特に、慢性的、持続的な破壊作用（ダムの堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化）等についても考慮する。

### (2) 利水施設の設置及び運営

発電やかんがい用のダム等利水施設の設置及び運営は治水との総合調整を考慮し、水源から河口まで一貫した観点で、適切に行うよう考慮する。

### (3) 他事業との調整

ア 砂防事業、治山事業相互間の連絡調整を行うよう考慮する。

イ 都市排水や農地排水など排水対策事業との調整を行うよう考慮する。

- (4) 堤防及び附属施設の管理の徹底についても考慮する。

## 第5節 雨水出水対策

### 1 方針

雨水出水による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、水防法第14条の2第1項及び第2項に規定する排水施設について、あらかじめ浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）に当該排水施設の水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。

### 2 主な実施機関

市  
県（土木部）

### 3 実施内容

#### (1) 被害軽減を図るための措置

##### ア 雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）情報

市は、水防法第14条の2第1項及び第2項に規定する排水施設について、雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）を定め、その水位に達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

##### イ 雨水出水浸水想定区域の指定、公表等

市は、水位周知下水道について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び水深、浸水継続時間等を明らかにして公表する。

##### ウ 円滑かつ迅速な避難の確保

(ア) 市防災会議は、雨水出水浸水想定区域の指定があった場合には、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、洪水による浸水想定区域の取扱いに準じ、地下街、要配慮者利用施設等、大規模工場等の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

(イ) 市は、地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに雨水出水浸水想定区域の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、住民に周知させるよう、雨水出水による浸水に対応したハザードマップの作成等印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。



(2) 雨水出水対策事業の実施

市は浸水被害が発生しやすい地域に、ポンプ場、下水管渠等の新設又は改修を行い、雨水出水により予想される被害を未然に防止する。

また、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

4 関連調整事項

(1) 県及び指定管理団体は、水防計画に下水道管理者の協力に関する事項を定め、下水道管理者と連携した水防活動体制を確保する。

(2) 河川改修事業・農地防災事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。

## 第6節 海岸防災対策

### 1 方針

海水による侵食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、高潮対策事業、侵食対策事業等を実施し、市土の保全を図る。また、水位周知海岸については、あらかじめ高潮浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、高潮氾濫危険水位に当該海岸水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。

(資料 16 海岸保全区域)

### 2 主な実施機関

市

県（土木部、農林水産部）

### 3 実施内容

#### (1) 被害軽減を図るための措置

##### ア 水防警報

県は、水防警報海岸について、高潮による被害の発生が予想され水防活動する必要があるときに、水防警報の発表を行う。

##### イ 高潮特別警戒水位（高潮氾濫危険水位）情報

県は、水位周知海岸について、高潮特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

##### ウ 高潮浸水想定区域の指定、公表等

県は、水位周知海岸等について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水継続時間を明らかにして公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

##### エ 円滑かつ迅速な避難の確保

(ア) 市防災会議は、高潮浸水想定区域の指定があった場合には、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、水位情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、洪水による浸水想定区域の取扱いに準じ、地下街等、要配慮者利用施設等、大規模工場等の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する高潮氾濫危険水位情報等の伝達方法を地域防災計画に定める。

(イ) 市は、地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに高潮浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、住民に周知させるよう、高潮ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を

講じる。

## (2) 海岸保全対策の実施

海岸保全対策の実施においては、住民の生命と財産を守ることを第一とし、さらに防災対策の面から主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、日常生活への支障や地域の孤立化等を防止するため、主要な交通網が集中している地域の施設整備を重点的に行う。

### ア 高潮対策事業

高潮及び波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮樋門等の新設又は既存施設の補強改修等を実施する。

### イ 侵食対策事業

侵食による被害が発生するおそれがある海岸に侵食防止対策を行い、後背地の保全を図る。

### ウ 低地帯排水改良事業

沿岸部の低地帯において、雨水及び海水の浸水被害を最小限にとどめるよう、排水機場等の整備や施設の適正な維持管理を実施する。

(資料 16 海岸保全区域)

## 4 関連調整事項

海岸保全事業は背後地、水面等の関連により建設海岸(国土交通省所管)、港湾海岸(国土交通省所管)、漁港海岸(農林水産省水産庁所管)、農地海岸(農林水産省農村振興局所管)に分かれて実施しているので緊密な連絡調整を図るよう考慮する。

## 第7節 ため池等農地防災対策

### 1 方針

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて市土の保全に資する。

### 2 主な実施機関

市

土地改良区

県（農林水産部）

中国四国農政局

### 3 実施内容

#### (1) ため池整備

市及び土地改良区の管理者は決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、下流への影響度や老朽度、緊急性など優先度を定めた上で、県等と連携しながら、改修や廃止など必要な対策を効果的かつ効率的に進め、順次ハザードマップを作成し、住民等へ周知するよう努める。また、維持管理については次のとおり行う。

ア 堤体は、常に草木等の繁茂を除き、亀裂、漏水等の異常がすぐ発見できるようにする。

イ 余水吐の堰上げは絶対避ける。

ウ 斜樋及び底樋等の構造物は、貯水前に点検する。

エ 老朽化の著しいため池は常に控えめな貯水にとどめる。

オ ため池内に流入浮遊して、堤体の破損、余水吐の閉塞の原因となる物体は除去する。

カ 市、土地改良区及び受益者は、ため池を常時巡回点検し、危険状態の早期発見に努める。

キ 瀬戸内市で震度5弱以上を計測した場合、県と協議し指定したため池について緊急点検を実施する。

（資料 15-1 ため池一覧表）

（資料 15-2 緊急点検ため池一覧表）

#### (2) 湛水防除

流域の開発等立地条件の変化により湛水被害のおそれのある地域において、これを防止するために排水機、樋門、排水路等の新設、改修や各施設の老朽化による能力の低下や故障の発生防止のための計画的な予防保全対策を実施する。

## (3) 用排水施設整備等

自然的、社会的状況の変化への対応、湖沼等からの越水、塩害の防止及び地盤沈下に起因する効用の低下を回復するため、排水機、樋門、水路、堰堤等の新設、改修を計画的に実施する。また、排水路については、市町村等の管理者が適切な維持管理により排水機能の確保に努める。

## (4) 土砂崩壊防止

土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために擁壁、土砂溜堰堤、水路等の新設、改修を行う。

## (5) 地すべり対策

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

## 4 関連調整事項

- (1) ため池の危険箇所を十分把握し、それをもとに改修工事等を実施するよう考慮する。
- (2) 農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。
- (3) 土砂災害防止法の規定に基づく警戒避難体制の整備等については、第2編第3章第3節「土砂災害防止対策」に定めるところによる。

## 第8節 都市防災対策

### 1 方針

市及び県は、都市区域における、災害を防止するため、適正で秩序ある土地利用を図り、火災、風水害、震災等の防災面に配慮した都市施設の整備を積極的に推進し、都市防災対策を進める。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域の強靱性を高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

### 2 主な実施機関

市  
県（土木部）

### 3 実施内容

瀬戸内市総合計画において、「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」を掲げ、以下の施策を実施する。

#### (1) 都市施設の整備促進

##### ア 街路の整備

都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時においては緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

##### イ 公園緑地の整備

主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ拡充整備を図る。また、施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び災害時の避難地、被災者の収容地として、災害の防止並びに復旧に対処する。

#### (2) 都市排水対策の推進

浸水に強い安全で安心なまちづくりのために、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

##### ア 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。

##### イ 公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、市街地における雨水排除を図り、予想される被害を未然に防止する。

#### (3) 都市防災対策の推進

防火地域の指定、市街地再開発事業及び住宅地区改良事業の推進並びに宅地造成等の規制、災害危険地区の指定などにより都市の防災対策を積極的に進める。

ア 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、市が地域を指定し、必要な規制を行う。

イ 市街地再開発事業

都市における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

ウ 住宅地区改良事業

住環境の整備改善を行うとともに集团的に改良住宅を建築し、都市における災害の防止を図る。

エ 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生じるおそれが著しい区域を知事が宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

オ 災害危険区域の指定及び対策

県は、高潮、出水、土石流、地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を災害危険区域に指定し、居住の用に供する建築物の建て替え又は新築を原則として禁止するとともに、危険度の高い箇所から優先的に防止工事等を実施し、県民の人命及び財産の保全に努める。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既定市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

カ 災害に強いまちの形成

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

(4) 防災建築物の整備促進

都市区域内の建築物の不燃化、耐震化等を促進し、安全な都市環境の実現に努める。

ア 公共建築物の不燃化、耐震化

公営住宅、学校及び病院等の公共建造物の不燃化、耐震化を図る。

イ 優良建築物等整備事業

市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

(5) 建築物の安全性の確保

ア 安全対策

市、国、県及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

イ 空家対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

#### 4 関連調整事項

##### (1) 都市施設の整備

土地区画整理、街路の整備、公園緑地の整備及び上下水道の整備等の都市計画事業の相互の連携を図り、防災面にも配慮した安全で住みよい都市の早期整備に努める。

##### (2) 都市排水対策の推進

効率的な都市排水対策を実施するためには、河川改修事業等との統合が必要であり、関係機関との計画段階及び事業実施段階において調整を行う。



## 第9節 地盤沈下対策

### 1 方針

地盤沈下の主要原因と考えられる地下水の採取を規制することを重点とし、地下水転換用の代替水の整備を図るとともに、既に沈下して被害の発生のおそれのある地域については、防災対策等必要な措置を講ずる。

### 2 主な実施機関

市  
中国地方整備局  
県（環境文化部、土木部）

### 3 実施内容

#### (1) 地下水汲上げの規制

地下水の採取により、地盤が沈下し、若しくは沈下するおそれのある区域又は他の区域の地盤の沈下に影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある区域を揚水規制区域として指定し、地下水汲上げの規制を実施する。

#### (2) 堤防のかさ上げ等

地盤沈下の起っている地域においては、河口ポンプの増強、河床掘削による高水位低下、河積の拡大を積極的に図り、緊急を要する箇所は暫定的に堤防のかさ上げ、漏水防止などの防災対策を推進する。

#### (3) 代替水の整備

地下水汲上げの代替措置として工業用を始めとする各用途に必要な施設の整備を図る。

### 4 関連調整事項

(1) 地盤沈下についての実態調査を積極的に推進するよう考慮する。

(2) 現に地盤沈下の起こっている地域においては、暫定的に堤防のかさ上げ等の防災対策を進めるよう考慮する。

## 第10節 文教対策

### 1 方針

幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の生命、身体の安全を図り、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地、建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

### 2 主な実施機関

市

県（総務部、教育委員会）

私立各学校管理者

### 3 実施内容

#### (1) 防災上必要な組織の整備

学校等は、災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

#### (2) 防災上必要な教育の実施

市及び県は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限に止めるため、平素から必要な教育を行う。

#### ア 児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災知識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

#### イ 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

#### ウ 関係教職員の専門的知識の醸成及び技能の向上

市及び県は、関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上を図る。

## エ 防災知識の普及

市及び県は、PTA、青少年団体、女性団体等団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して防災知識の普及を図る。

## (3) 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時において、迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を作成するとともに訓練を実施する。

## ア 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講ずるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

また、市及び県は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡に関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。さらに市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

## イ 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果を上げるよう努める。

## (4) 文教施設等の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては、十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講ずる。

## (5) 文教施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を図る。

また、災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

## (6) 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

## 第11節 文化財保護対策

### 1 方針

文化財の保護のため、市民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

### 2 主な実施機関

市

県（教育委員会）

### 3 実施内容

- (1) 文化財に対する市民の愛護意識を高め、防災意識の普及を図る。
- (2) 文化財の所有者・管理者に対し、防災知識の普及を図るとともに、保護・管理について指導・助言を行う。
- (3) 適時適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- (4) 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。
- (5) 文化財及び周辺環境整備を実施する。

### 4 関連調整事項

県は、市町村や民間団体（大学・県・建築士会）とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて、災害時の連携強化を推進する。

## 第12節 危険地域からの移転対策

### 1 方針

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転を促進するため、移転事業の円滑な推進を図る。

### 2 主な実施機関

市

県（土木部、危機管理課）

### 3 実施内容

#### (1) 集団移転促進事業

豪雨、洪水、高潮等により災害が発生した地域及び災害危険区域のうちで、住民の居住に不適当な区域にある住居の集団的移転の促進を図る。

#### (2) がけ地近接等危険住宅移転事業

災害危険区域又は県条例で建築を制限している区域に存する既存不適格危険住宅の移転の促進を図る。

## 第13節 風害対策

### 1 方針

来襲が予想される台風等の風害予防については、気象予報及び警報に注意し、施設の補強等の予防措置を指導する。

### 2 主な実施機関

市

### 3 実施内容

#### (1) 農林業

農産物について、風害に対する抵抗品種の選定等計画的栽培を実施する。また、災害に備えて温室等の施設の補強、果樹その他農産物の倒伏防止等を指導する。

#### (2) 水産業

海洋気象状況を把握し、漁業協同組合を通じて早期に予報の伝達を行い、各組合員に周知を図り、定置網の撤収、漁船の避難、養殖施設の補強等風害防止について指導する。

## 第14節 火災対策

### 1 方針

市は、各種火災予防のため次の対策を実施する。

### 2 主な実施機関

市

### 3 実施内容

#### (1) 消防力の強化

- ア 消防水利の定期的検査を行い、消防法に示す基準に従い整備を行うとともに、防火水槽及び消火栓の増強を図る。
- イ 消防用機械器具は、火災発生に対応できるよう常に適正な維持管理及び整備点検を行うとともに、消防用機械器具の充実を図る。
- ウ 消防団組織の整備及び消防体制の強化を図る。
- エ 婦人防火クラブ、少年消防クラブ等民間の消防協力組織の育成強化を図る。
- オ 企業体における自衛消防体制の育成強化を図る。

#### (2) 火災予防査察の強化

消防法に基づき、消防本部が行う予防査察について、次のとおり実施の推進を図る。

- ア 定期査察  
定められた防火対象物等について査察計画を立て、定期的を実施する。
- イ 警防査察  
警防活動上必要な施設、設備等の状況を把握するために行う。
- ウ 特別査察  
査察依頼があった場合又は消防長が特に必要と認めた場合、その指示によって行う。
- エ 住宅防火診断  
消防本部、消防団及び婦人防火クラブ等が協力して一般住宅の防火診断を実施する。

#### (3) 消防用設備の整備促進

建築物に対する消火設備、警報設備、避難設備などの整備を促進する。

#### (4) 火災予防思想の啓発

- ア 火災予防思想の啓発を図るため、火災予防運動を春秋に実施するとともに、必要に応じて随時行う。
- イ 市広報誌、市防災行政無線等により、火災予防思想の普及を行う。
- ウ 講習会、消防訓練、巡回等による啓発活動を実施する。

(5) 特殊建築物の火災予防の指導

特殊建築物に対しては、建物内部の進入経路、人命救助の方法、消火方法等について、万全の対策を講ずるよう指導する。

(6) 特定防火対象物等の消防計画の指導

旅館、病院及びスーパーマーケットなど不特定多数の者が出入りし、集合する特定防火対象物に対しては、避難誘導の方法、建物内部への進入経路、消火方法等について、各対象物の防火管理者等が消防計画を作成するとともに、万全の策を講ずるよう指導する。



## 第1節 道路災害予防対策

### 1 方針

災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による道路災害の発生を防止するため、道路の防災構造化及び各種施設の整備を促進する。

### 2 主な実施機関

市

県（土木部、農林水産部）

県公安委員会、県警察

中国地方整備局（岡山国道事務所）

西日本高速道路株式会社（中国統括本部）

本州四国連絡高速道路株式会社

### 3 実施内容

#### (1) 道路防災対策

ア 実施機関は、災害に対する安全性を考慮しつつ緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関に対する周知徹底に努める。

イ 災害時の緊急活動を円滑に実施するため、国道、県道、市道等幹線道路のネットワーク機能の向上や主要拠点間のアクセス強化など、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

ウ 山間道路は、豪雨や台風などによって土砂崩れや落石などの被害が発生する可能性があるため、法面保護工、落石対策工などの対策を実施する。

#### (2) 交通安全思想の普及徹底

ア 瀬戸内市交通安全対策協議会の活動により、交通安全思想の普及徹底を図る。

イ 各種の機関の活用、講習会の実施、広報誌等により啓発宣伝を図る。

ウ 小、中学校における交通安全教育の普及徹底を図る。

#### (3) トンネル事故防止対策

トンネル事故災害に備え、非常用設備の整備、点検を行うとともに必要な措置を講じ、事故の未然防止を図る。

## (4) 交通管理体制の整備

市、県及び県警察等は、信号機・情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、県警察は、警備業者等との間で締結した応急対策業務に関する協定に基づき、災害時の交通規制を円滑に行うよう努めるとともに、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

## (5) 情報の収集連絡体制

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

## (6) 広報

県警察は、災害時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

## 4 関連調整事項

関係者は、陸上における交通施設について、道路施設等の点検を通じ、道路現況の把握に努めるとともに、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講ずるよう配慮する。

## 第2節 鉄道災害予防対策

### 1 方針

災害時における鉄軌道交通の確保と安全を図るとともに、列車の衝突等による多数の死傷者の発生を防止する。

### 2 主な実施機関

市

県（県民生活部、土木部）

県警察

西日本旅客鉄道株式会社（岡山支社）

### 3 実施内容

#### (1) 鉄軌道交通の安全のための啓発

関係機関は、踏切事故、置き石事故等の外部要因による事故を防止するため、ポスターの掲示、チラシ類の配布等により、事故防止に関する知識の普及啓発に努める。

#### (2) 鉄軌道の安全な運行の確保

鉄軌道事業者は、安全な運行を確保するため、次の事項の実施に努める。

- ア 大雨等による災害を防止するため、路面の盛土、法面改良等の実施
- イ 異常時における列車防護及び関係列車の停止手配の確実な実施
- ウ 防護無線その他の列車防護用具の整備
- エ 建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実
- オ 乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容に関する教育成果の向上
- カ 乗務員及び保安要員に対する科学的な適性検査の定期的な実施
- キ トンネル、落石覆その他の線路防護施設の点検
- ク 災害により列車の運転に支障が生じるおそれのあるときの線路の監視
- ケ 新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置
- コ 植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合、所要の手続きを行った上での伐採等の実施

#### (3) 鉄軌道車両の安全性の確保

鉄軌道事業者は、車両の安全性を確保するため、次の事項の実施に努める。

- ア 新技術を取り入れた検査機器の導入及び検査精度の向上
- イ 検査修繕担当者の教育訓練内容の充実
- ウ 故障データ及び検査データの科学的分析及び保守管理内容への反映

- (4) 鉄軌道交通環境の整備
- ア 鉄軌道事業者は、交通環境の整備のため、次の事項の実施に努める。
    - (ア) 軌道や路盤等の施設の適切な保守及び線路防護施設の整備
    - (イ) 列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備充実
  - イ 関係機関は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の充実、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。
- (5) 通信手段の確保
- 鉄軌道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時有線電話の整備に努める。
- (6) 安全施設等の整備
- 関係機関は、列車事故による災害を防止するため、鉄道の連続立体交差化又は道路との立体交差化等安全施設整備事業を推進する。
- (7) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
- 鉄軌道事業者は、災害応急対策と災害復旧へ備えるため、次の事項の実施に努める。
- ア 事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備及び防災関係機関との連携の強化
  - イ 事故災害時の応急活動に必要な人員・機材等の輸送のための緊急自動車の整備
  - ウ 施設、車両の構造図等の資料の整備
- (8) 再発防止対策の実施
- 鉄軌道事業者は、県警察、消防等の協力を得て、事故災害の徹底的な原因究明を行うとともに、安全対策に反映し、同種事故の再発防止に努める。

## 第3節 海上災害予防対策

### 1 方針

海上での各種災害（油等危険物等の大量流出、海上火災、船舶の遭難、海難事故等）を防止し、海上交通の確保と安全を図るため、港湾及び漁港等の各種施設、設備の防災構造化に努めるとともに、各種防災資機材の整備を促進する。

### 2 主な実施機関

市

県（土木部、農林水産部、危機管理課、消防保安課）

中国地方整備局（宇野港湾事務所）

第六管区海上保安本部（玉野海上保安部）

一般社団法人海上災害防止センター

船舶所有者等

石油事業者

石油事業者団体

漁業協同組合

### 3 実施内容

#### (1) 関係施設、設備の整備

##### ア 港湾施設

中国地方整備局及び県は、船舶の大型化、高速化に伴い、大型泊地の確保、航路の拡幅・増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、けい留施設の整備を行う。また、台風、高潮による災害時に被害を防止するため、防災施設の整備拡充、耐波性能の照査や既存施設の補強を図る。

港湾管理者は、走錨<sup>びよう</sup>等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行う。また、走錨<sup>びよう</sup>等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨<sup>びよう</sup>等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置する。

##### イ 無線の整備・点検

関係機関は、無線局の整備に努めるとともに、災害時において無線局が確実に機能するよう整備点検に努める。

##### ウ 航路標識の整備

玉野海上保安部は、海上交通の安全の確保のため航路標識の整備を促進する。

#### (2) 安全運航の確保

ア 海上保安部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等を行う。

- イ 海上保安部、県及び船舶所有者等は、船舶の航行の安全のためその通信手段を確保する。
- ウ 海上保安部は、危険物荷役における安全防災対策についての指導を行う。
- エ 海上保安部は、海図、水路書誌等水路図誌の整備を行う。

### (3) 関係資機材の整備

- ア 関係機関は、船舶、ヘリコプター、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助救急用資機材の整備に努める。
- イ 市及び県は、油等防除資機材の調達体制の整備充実を図るとともに、必要に応じ、資機材の整備に努める。
- ウ 関係機関は、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備に努める。
- エ 一般社団法人海上災害防止センター及び船舶所有者等は、油等が大量流出した場合に備えて、必要な資機材を整備する。
- オ 石油事業者及び石油事業者団体は、油等が大量流出した場合に備えて、油等防除資機材の整備を図る。
- カ 漁業協同組合は、油流出等の災害による漁業被害を防止するために必要な資機材を、市及び県から貸与を受けるなどして整備を促進する。
- キ 市は、重油等が河川へ流出した場合に、農作物・水産動植物への影響が考えられるので、これらの取り扱いについての注意を喚起するとともに、万一の事故に備え、吸着マット等を準備し、被害の拡大を防止する。

### (4) 防災訓練

- ア 海上保安部、消防機関及び警察機関等を始め、地方公共団体、一般社団法人海上災害防止センター、民間救助・防災組織、関係事業者並びに港湾管理者等は、相互に連携し、油等危険物の大量流出、火災爆発事故等を想定した訓練を実施し、必要な技術等の習得に努める。
- イ 災害対策訓練の実施  
市及び県は、油等流出災害への対応を迅速かつ的確に実施するため、一般社団法人海上災害防止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材育成に努める。
- ウ 予防知識の啓発  
危険物積載船をはじめとし、船舶等の関係者に対し、安全運航、危険物に対する取り扱いその他心得等について注意を喚起するとともに各種海難防止運動を通じ、これら予防知識の普及徹底を図る。

## 4 その他

港湾及び漁港管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

## 5 関連調整事項

### (1) 協力支援体制の整備

市、海上保安部、県及び関係事業者等は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には、必要に応じて、応援を求めることができる体制を整備する。

### (2) 情報収集、伝達体制の強化

油流出等海難事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、市（消防機関）、海上保安部、中国地方整備局、県及び県警察等関係機関は、早期の情報収集ができるよう連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。

### (3) 関係機関の連携強化

油等の大量流出事故の発生に備え、市、海上保安部、県、関係団体、事業所等官民一体となった「水島地区排出油等防除協議会」及び「岡山県東部大量排出油等災害対策協議会」及び「備讃海域排出油等防除協議会連合会」が設けられるなど広域的な排出油等防除体制が整備されているが、緊密な情報連絡や訓練・研修等を通じて、一層の連携強化と防除機能の向上に努める。

## 第4節 大規模な火災予防対策

### 1 方針

大規模な火災の発生の防止や大規模な火災から市民を守るため、災害に強いまちづくりの推進、消防施設・設備等の整備を図る。

### 2 主な実施機関

市

県（消防保安課、農林水産部、土木部）

事業者

### 3 実施内容

#### (1) 災害に強いまちの形成

ア 市及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消火水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

イ 市、県及び事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

ウ 市及び県は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

#### (2) 大規模な火災防止のための情報の充実

気象台は、大規模な火災防止のため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・適切な情報発表に努める。

#### (3) 防災知識の普及

市、県及び公共機関は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながら、その危険性を周知させるとともに、火災発生時にとるべき行動、避難場所での行動等、防災知識の普及を図る。



## (4) 消火活動関係

- ア 市及び県は、大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- イ 市及び県は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。
- ウ 市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

## 第5節 林野火災の防止対策

### 1 方針

市民の林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び防火施設整備等の防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

### 2 主な実施機関

市

県（農林水産部、消防保安課）

近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）

### 3 実施内容

#### (1) 林野火災予防意識の啓発

##### ア 山火事予防協議会等の開催

市及び県等は、山火事予防協議会を開催し、各関係機関、団体等と協調して山火事予防運動の徹底を図る。

##### イ 広報活動による啓発宣伝

市及び県等は、山火事防止について、随時一般の注意の喚起に努め、毎年林野火災の多発する3月、8月を「山火事防止運動月間」に定め、市民の林野火災予防意識の啓発に努める。

(ア) 報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ及び新聞等による広報を実施する。

(イ) 防災行政無線や広報車による広報宣伝、アドバルーン、立看板等による啓発を実施する。

(ウ) 市広報誌へ掲載するとともにポスター、チラシ等の印刷物を作成し配布する。

(エ) 教育機関における防火思想の徹底、標語募集による防火思想の啓発等を実施する。

#### (2) 警報伝達の徹底

ア 市は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その旨を地域住民に周知させなければならない。また、火災に関する警報を発した場合は、市火災予防条例で定める火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図る。

イ 市、県及び消防機関は、気象予報及び警報等の伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、気象台の発する乾燥注意報及び火災気象通報を受けるときは、消防団に連絡するとともに広報車等により確実な伝達と地域住民への周知を図らなければならない。

## (3) 巡視、監視の強化

ア 市は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき及び山火事の多発期間中（1～3月）、彼岸、行楽シーズン等山林へ多数の人が出入りする時期には、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。

イ 市は、航空機等による森林の巡視等効果的な運用を図るとともに随時一般の注意の喚起に努める。

## (4) 火入れ指導の徹底

火入れに当たって、市は、森林法第21条を厳守させ、火災警報等発令時には、火入れを制限し、乾燥注意報、強風注意報等発表時には、自粛を呼びかける。

## (5) 森林の防火管理の徹底

ア 森林所有者及び森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。

イ 市及び県は、森林所有（管理）者に対し、防火帯、防火道、防火用水の設置、整備及び既設の望楼、標板等の保護、管理並びに設置を指導する。

## (6) 防災訓練の実施

林野火災を想定した防災訓練を防災関係機関と協力して実施する。

## (7) 消防施設の整備

ア 市は、林野火災用消防水利（防火水槽、簡易水槽等）及び消防施設の整備拡充を図る。

イ 市及び県は、防火線としての役割をもたせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道を整備する。

ウ 公有林管理者は、防火標識等火災予防施設の整備を図る。

## (8) ヘリコプターによる空中消火体制の整備

ア 市は、大規模な林野火災発生時に、県に支援要請を行い、消防防災ヘリコプターを出動させ、火災状況の偵察や空中消火を実施する。

イ 市及び県等は、平素から消防防災ヘリコプターによる空中消火活動につき、連携訓練や活動拠点の整備を行い、空中消火体制の確立を図る。

## 4 関連調整事項

(1) 市は、各機関が実施している各種の巡視を調整統合して、市内における総合的な巡視計画を立てられるよう考慮する。

(2) 諸施設等の整備に当たっては、各機関相互で連絡調整し適切に配置できるよう考慮する。

## 第6節 危険物等保安対策

### 1 方針

危険物（石油類等）、毒物劇物等化学薬品類（以下「危険物等」という。）による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取り締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

### 2 主な実施機関

市

県（消防保安課、保健医療部）

県警察

危険物等施設の所有者、管理者、占有者

危険物等輸送事業者

中国経済産業局

### 3 実施内容

危険物等施設の所有者、管理者及び占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより危険物等による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

市及び県は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、危険物等取扱者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、危険物等による事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

#### (1) 事業者の自主保安体制の確立

ア 事業者は、法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。

イ 日常点検、定期自主検査等の効果的な実行を図るため点検事項、点検方法をあらかじめ具体的に定めておく。

ウ 自衛消防隊の設置等自主的な災害予防体制及び応急体制の整備を図る。

エ 漏えい、流出災害等に備えて必要な薬剤、消火薬剤及び防除資機材等の備蓄を推進する。

オ 石油類等事業所の相互応援に関する協定締結を推進し、効果的な自衛消防力の確立を図る。

カ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

#### (2) 保安意識の高揚

市及び県は、危険物等施設管理者や保安監督者等に対する保安指導の強化を図る

とともに法令等の講習会等を実施する。

(3) 保安の強化

ア 市及び県は、関係法令の定めるところにより危険物等施設に対する立入検査の強化を図るとともに、施設の実態把握に努める。

イ 市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

(4) 事故原因の究明

市、県及び事業者は、危険物等の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 危険物等の大量流出時の対策

ア 市及び県は、危険物等が大量に流出した場合に備えて防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

イ 市及び県は、危険物等が大量に流出した場合に備えてオイルフェンス等防除資機材及び避難誘導等に必要な資機材の整備を図る。

ウ 市及び県は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には、必要に応じて、応援を求めることができる体制を整備する。

(6) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

4 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

## 第7節 高圧ガス保安対策

### 1 方針

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、保安の強化、自主保安体制の強化を図る。

### 2 主な実施機関

市

県（消防保安課）

高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者

高圧ガス輸送事業者

中国四国産業保安監督部

### 3 実施内容

高圧ガス施設等の所有者、管理者及び占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより高圧ガスによる事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

市、県及び中国四国産業保安監督部は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、高圧ガスによる事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

#### (1) 事業者の自主保安体制の確立

ア 事業者は、法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。

イ 事業者は、自主保安体制の整備に努める。

（ア）従業者に対する保安教育の実施

（イ）定期自主検査の実施と責任体制の確立

（ウ）地域防災協議会の育成

ウ 事業者は、高圧ガス施設の火災に対する予防対策として、散水設備、放水設備、ウォーターカーテン等防消火設備を整備する。

#### (2) 保安意識の高揚

市及び県は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

ア 高圧ガス保安法等関係法令の周知

イ 保安講習会、研修会の開催

ウ 高圧ガスの取扱指導

エ 高圧ガス保安活動促進週間の実施

## (3) 保安指導の強化

市及び県は、関係法令の定めるところにより高圧ガス施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

- ア 製造施設又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化
- イ 製造施設又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進
- ウ 関係行政機関との緊密な連携

## (4) 事故原因の究明

市、県及び事業者は、高圧ガスの事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

## (5) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

## 4 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

## 第8節 火薬類保安対策

### 1 方針

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取り締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

また、市は、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取り扱いについて、火薬類取締法に基づき岡山県が実施している規制業務の実態を把握し、災害防止の指導に努める。

### 2 主な実施機関

市

県（消防保安課）

県警察

火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者

火薬類輸送事業者

中国四国産業保安監督部

### 3 実施内容

火薬類施設の所有者、管理者及び占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより火薬類による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

市、中国四国産業保安監督部及び県は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、火薬類による事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

#### (1) 事業者の自主保安体制の確立

ア 事業者は、法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。

イ 事業者は、自主保安体制の整備に努める。

(ア) 従業者に対する保安教育の実施

(イ) 防災訓練等の実施

(ウ) 定期自主検査の実施と責任体制の確立

ウ 事業者の火薬類施設の火災に対する予防対策

(ア) 火災が発生する、保管している火薬類の安定度が異常を呈するなど危険な状態になったときに備え、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、また、あらかじめ一時保管する場所を定めておく。



## (2) 保安意識の高揚

市及び県は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図るため、以下を行う。

- ア 火薬類取締法等関係法令の周知
- イ 保安講習会、研修会の開催
- ウ 火薬類の取扱指導
- エ 危害予防週間の実施

## (3) 保安指導の強化

市及び県は、関係法令の定めるところにより火薬類施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化するため、以下を行う。

- ア 製造施設、火薬庫又は消費場所等の保安検査、立入検査の強化
- イ 製造施設、火薬庫又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進
- ウ 関係行政機関との緊密な連携

## (4) 事故原因の究明

市、県及び事業者は、火薬類の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

## (5) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

## 4 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

## 第5章

## 複合災害対策

## 1 方針

市及び県等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

## 2 主な実施機関

市  
県  
防災関係機関

## 3 実施内容

## (1) 対応計画の作成

市及び県等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

## (2) 訓練の実施

市及び県等の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

## 第6章

## 防災活動の環境整備

## 第1節 防災訓練

## 1 方針

災害を最小限に止めるためには、市及び県を始めとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らの身は自ら守るとの意識のもとに、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりが必要である。

市は、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

このため、市及び県は、防災関係機関、水防協力団体、自主防災組織、NPO・ボランティア等、地域住民等の地域に関係する多様な主体の参加・連携を得て、防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上を図り、市民の防災意識の高揚を図る。その際、女性・高齢者等の参画促進に努めるとともに、関係機関が連携した実践的な訓練や研修を実施する。

## 2 主な実施機関

市

県

防災関係機関

自主防災組織、民間協力団体、地域住民

## 3 実施内容

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

なお、訓練後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、必要に応じ、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

## (1) 基礎防災訓練の実施

## ア 水防訓練

市(水防管理団体)は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施する。

なお、土砂災害に対する訓練の同時実施も検討する。

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行う場合が考えられるので、次により十分訓練を行う。

## (ア) 実施事項

- a 観測
- b 通報
- c 作業工法
- d 輸送
- e 樋門・陸閘等の開閉操作
- f 避難

## (イ) 実施時期

- a 指定水防管理団体は、出水期までに実施する。
- b その他の水防管理団体は、指定水防管理団体に準じて実施する。

## イ 消防訓練

市は、市の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、大規模な建物火災及び林野火災を想定し、県、他の市町村及び消防関係機関等と合同して実施する。

## ウ 避難・救助訓練

市、その他防災関係機関、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行う。この場合、水防・消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場及び百貨店等多数の人員を収容する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

また、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時からこれらの者に係る避難体制の整備に努める。特に、土砂災害警戒区域等災害危険地区においては、徹底して訓練を行う。

## エ 情報収集伝達訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における迅速かつ的確な情報収集伝達の確保が図られるよう、様々な条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

## オ 通信訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

#### カ 非常招集訓練

市、県及び防災関係機関は、非常配備体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員及び消防団（水防団）等の非常招集訓練を必要に応じて実施する。

#### キ 災害対策本部設置訓練

災害対策本部設置時において、情報収集・伝達体制等を迅速かつ的確に実施するため災害対策本部設置訓練を必要に応じて実施する。

#### ク 救護訓練

医療・助産救助の迅速な対応を図るため、各種災害を想定した被災地での救急医療の訓練を必要に応じて実施する。

#### ケ 交通規制訓練

警察及び道路管理者は、災害発生時において交通規制が整然と行われるよう、関係機関と協力して交通規制訓練を実施する。

#### コ 危険物等特殊災害訓練

市、県及び防災関係機関は、防災関係機関・事務所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

#### サ 鉄道事故災害訓練

鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、消防機関、警察機関をはじめとする地方公共団体の機関が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努める。

#### シ 航空機事故災害訓練

県、航空運送事業者、消防機関、警察機関をはじめとする地方公共団体及び国の機関等は相互に連携した訓練を実施する。

#### ス 避難所開設・運営訓練

市及び県は、新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

### (2) 総合防災訓練の実施

上記各種の基礎防災訓練を総合化して、防災関係機関、地域住民及びNPO・ボランティア等が参加して、総合的な訓練を実施する。

ア 実施時期・・・防災週間など訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施場所・・・災害の発生するおそれのある場所など訓練効果のある場所を選んで実施する。

ウ 実施の方法・・・市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地域住民等が一体となって、同一想定に基づき、災害応急対策訓練を実施する。

### (3) 水害対応訓練

出水期を前に、市は、風水害等災害への対応能力の向上を図るため、県及び防災関

係機関と連携し、役割に応じた適時適切な対策訓練を実施する。この際、住民避難等の実動訓練との連携に努める。

- ・ タイムラインの作成訓練
- ・ 防災配備態勢の段階的強化訓練
- ・ 情報の収集・伝達訓練
- ・ 災害対策本部会議訓練
- ・ 避難指示等の発令・伝達訓練
- ・ 避難及び避難所運営訓練
- ・ 水防活動の訓練

## 第2節 防災知識の普及

### 1 方針

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めて地域防災力の向上を図る。

自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、市民一人ひとりがその自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう冷静に行動することが重要であり、災害を最小限度に止めるためには、直接被害を受ける立場にある市民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための知識を備えておくことが必要である。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、市及び県等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市及び県等では、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するほか、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するとともに、学校教育、GIS及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や地域住民の防災意識の高揚を図る。その際、防災知識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。

なお、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水範囲等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るとともに、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

防災ボランティアについて、自主性にに基づきその支援力を向上し、市、県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

### 2 主な実施機関

市

県

防災関係機関

日本赤十字社岡山県支部

岡山県社会福祉協議会  
自主防災組織等

### 3 実施内容

#### (1) 防災教育

##### ア 住民に対する防災教育

(ア) 市及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。具体的には、ハザードマップ、パンフレット等の作成配布や防災に関する研修会、防災活動、被害状況等についての映画会、防災講演会、防災パネル展等の実施により、過去の災害の紹介や、災害危険箇所及び災害時における心得等をわかりやすく周知し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、地域住民の防災意識の高揚を図る。また、災害時の避難のタイミングや時系列に整理した自分の行動等を記入したカード、計画表等の作成を促進するなど、適切な避難行動につながる取組を進める。

特に、生活に密着した切実な災害の体験談を収集し、防災教育に役立てることにより、災害の記憶や教訓を自らのこととして個人に実感させる。

なお、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどの工夫を行うとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で積極的な防災に関する教育の普及推進を図る。

教育機関及び民間団体等は、児童生徒等、社員をはじめ、地域住民等に対して、絵本や写真集、紙芝居、漫画、ゲーム等様々な媒体を活用してより魅力的な防災教育を行う。

また、インターネット上の Web サイト等で防災教育メニューの充実に努めるとともに、障がいのある人、高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。

(イ) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物(特定動物を除く)への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所や避難所での行動、災害時



の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動等の防災知識の普及を図る。また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。

- (ウ) 防災知識の普及の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

なお、要配慮者については、民生委員児童委員や愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、その把握や防災知識の普及に努める。また、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネージャーが連携し、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進に向けた取組を実施する。

- (エ) 市及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

- (オ) 市及び県は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

- (カ) 地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。

- (キ) 被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るように努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所は災害の種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所、避難路を選択すべきであること、特に指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場所においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることについて周知徹底に努める。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定緊急避難場所を開放していなくても躊躇なく避難指示を発令する事態が生じうること、また、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。

- (ク) 市は、国、県、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスク

や災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池からハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。更に、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。
- ・土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。
- ・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。
- ・高潮による危険箇所や、指定緊急避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。
- ・ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
- ・地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

#### イ 教育機関における防災教育

教育機関においては、防災に関する教育の重要性を認識し、児童生徒等、学生及び教員が防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の充実に努める。また、地域の防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

#### ウ 職員に対する防災教育

防災業務に従事する職員に対し、防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、地域防災計画の内容、運用を始め関係法令・実務等に関する研修会等を実施する。

#### エ 企業における防災教育

従業員の防災意識の向上を図るため、企業の事業継続計画に関する社内研修や防災教育等の実施に努める。

### (2) 防災広報

関係機関は、住民に対し、ラジオ、テレビ、新聞等を通じ、また、広報パンフレット等を作成、配布、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどあらゆる機会を捉え、積極的な普及啓発を行い防災意識の高揚を図る。

### (3) 防災ボランティア活動のための環境整備

ア 県は、災害時における専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、岡山県災害救援専門ボランティア登録制度要綱に基づき、災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）を平常時から登録し、把握するとともに、専門分野別研修の実施により登録ボランティアの技術向上等を図る。

また、県は、災害時に設置する県災害ボランティアセンターについて、平常時より市社会福祉協議会と連携し、設置に係る事前準備を行う。

イ 市は、区域内の県登録災害救援ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。

ウ 日本赤十字社岡山県支部及び岡山県社会福祉協議会は、県と協働し、災害時に個人で参加するボランティアを指導し効果的な活動が行えるよう、ボランティア・コーディネーターの養成に努める。

エ 防災ボランティアに対し、身近な地域において自治体や他の団体との連携、災害時だけでなく平常時の減災のプログラムへの積極的な参画等、身近な地域社会と力を合わせて減災を図る取組を日常的に進めることの重要性を訴える。

オ 県、日本赤十字社岡山県支部及び岡山県社会福祉協議会は、定期的な連絡会議の開催等により、相互の連携を促進することにより、災害発生時において防災ボランティア活動を円滑に実施できるよう努める。

カ 市は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、被災者支援に係る関係機関及び NPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や、防災ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。

キ 市及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会

議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

ク 市及び県は、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民や NPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

(4) 防災週間等における啓発事業の実施

市、県及び防災関係機関においては、防災週間等の予防運動実施時期を中心として、県民に対する啓発活動を実施し、水防、土砂災害・雪崩災害・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努め、防災意識の高揚を図る。

各種の予防運動実施時期

- ア 防災とボランティア週間（1月15日～21日）
- イ 防災とボランティアの日（1月17日）
- ウ 春季全国火災予防運動期間（3月1日～7日）
- エ 建築物防災週間（3月1日～7日、8月30日～9月5日）
- オ 山火事予防運動月間（3月1日～31日）
- カ 水防月間（5月1日～31日）
- キ 山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
- ク がけ崩れ防災週間（6月1日～7日）
- ケ 土砂災害防止月間（6月1日～30日）
- コ 危険物安全週間（6月第2週）
- サ 火薬類危害予防週間（6月10日～16日）
- シ 河川水難事故防止週間（7月1日～7日）
- ス 道路防災週間（8月25日～31日）
- セ 防災週間（8月30日～9月5日）
- ソ 防災の日（9月1日）
- タ 救急の日（9月9日）
- チ 救急医療週間（9月9日を含む1週間）
- ツ 国際防災の日（10月の第2水曜日）
- テ 高圧ガス保安活動促進週間（10月23日～29日）
- ト 津波防災の日（11月5日）
- ナ 秋季全国火災予防運動期間（11月9日～15日）

## 第3節 自主防災組織の育成及び消防団の活性化

### 1 方針

自然災害やますます多様化する事故災害等に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織とが一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動、災害復旧を行うことが必要である。

また、災害が発生したときの被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域特性を知り、地域の防災力を高めておくことが必要であり、この地域防災力の向上の要となるのが住民等の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

この市民の隣保共同の精神に基づき、地域住民主体による自主防災組織及び大規模災害時に被害が生じる危険性を有する施設の関係者による自主的な防災組織の結成促進と活動の活性化が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性参画の促進に努める。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応にかかる教育訓練のより一層の充実を図るなど、消防団の充実・活性化に努める。

### 2 主な実施機関

市

県（危機管理課・消防保安課）

大規模な災害の危険性を有する施設の管理者

### 3 実施内容

#### (1) 自主防災組織の活動

自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた地域防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

#### ア 平常時の活動

- (ア) 防災知識の普及
- (イ) 防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災用資機材等の整備
- (オ) 要配慮者の把握

- イ 災害時の活動
  - (ア) 災害情報の収集及び伝達
  - (イ) 初期消火等の実施
  - (ウ) 救助・救急の実施及び協力
  - (エ) 避難誘導の実施
  - (オ) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力
  - (カ) 要配慮者の支援

(2) 自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化

ア 市は、住民に対し自主防災組織の必要性を十分周知し、自治会単位等を中心とした地域住民による自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化を推進する。その際、実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、住民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促す。

イ 市は、研修の実施などによる自主防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備や防災士の資格の取得の奨励等を行うなどにより、組織の強化を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

ウ 市は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図る。

エ 市は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守る役割を担っている消防団員の積極的な指導を得て、自主防災組織の設置・育成・活動活性化を進める。

オ 市及び県は、各地域において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

カ 県は、自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化のため、市等の推進活動を積極的に支援する。

キ 市及び県は、住民等からの要望により地域へ出向き、防災知識の普及啓発や自主防災組織の重要性及び必要性等について周知するなどして、関する説明会等を行い、地域防災力の向上を図る。

ク 市は、日常的な通報体制の確立や市自主防災組織連絡協議会の設立など、地区内の防災組織間の連携強化を図る。

(3) 消防団の充実・強化

市及び消防団は、団員の減少や平均年齢の上昇に伴い、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組む。

## 第4節 企業防災の促進

### 1 方針

災害により生産活動や流通が停止すると、広域的に経済活動へ影響が生じるなど、大きな負のインパクトを与える懸念がある。さらに、中長期的には、生産の海外移転により雇用等に大きな影響を生じる可能性もある。このため、企業・組織の事業継続や供給網の管理など、企業防災の促進を図る。

### 2 主な実施機関

市  
 県（危機管理課、産業労働部）  
 企業

### 3 実施内容

- (1) 大規模な災害の危険性を有する施設の管理者は、自主的に事業所の防災活動を行うための組織を整備する。
- (2) 企業は、災害時の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。また、自ら提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、その情報が理解されるよう努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- (3) ライフライン事業者は、災害時の施設機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に取り組む。
- (4) 市、県及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良

企業表彰、企業防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、県及び市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

- (5) 市及び県は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、防災協力協定の積極的な締結に努める。
- (6) 市及び県は、企業防災への取り組みに資する情報提供等の推進、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。
- (7) 県は中小企業等による事業継続力強化計画に基づく防災・減災対策の取組等の普及を促進するため、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会等と連携・協力して支援に努める。
- (8) 市及び商工会・商工会議所は、共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。
- (9) 県は、市及び商工会・商工会議所が共同して作成する事業継続力強化支援計画の認定を行う。
- (10) 市及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。
- (11) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。
- (12) 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。



## 第5節 住民及び事業者の地区内の防災活動の推進

### 1 方針

各地区の特性に応じてコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を地域防災計画に定め、「自助」、「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を推進し、地域における防災力を高める。

### 2 主な実施機関

市

自主防災組織、地域住民

企業

### 3 実施内容

ア 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

イ 市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

ウ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

## 第6節 災害教訓の伝承

### 1 方針

災害によって引き起こされる被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を確実に後世に伝えることが重要である。

このため、市及び県では、過去の大災害の資料等を提供するなど、災害教訓の伝承を図る。

### 2 主な実施機関

市

県

自主防災組織、地域住民

### 3 実施内容

- (1) 市及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を風化させないよう確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努める。また、防災教育等を通じて、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝え、二度と同じことが繰り返されないよう防災意識の向上に努める。
- (2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が自主防災活動として災害教訓を伝承する取組を積極的に支援する。

## 第7章

## 要配慮者の安全確保計画

## 1 方針

東日本大震災においては高齢者や障がい者など災害弱者と言われる人々の犠牲が多かったこと、また、避難生活において特別な配慮を必要としたこと等を踏まえ、高齢者、障がい者のほか難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人などを含めた要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

そのため、市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿を作成し、危機管理課、福祉部、消防本部で共有するとともに、市が保有する避難行動要支援者の個人情報、本人から同意に基づき、平常時から自治会等の避難支援等関係者へ提供し、情報共有を図る。

また、医療・福祉対策との連携の下での要配慮者の速やかな支援や協力体制の確立を図るとともに、要配慮者のための指定避難所に設置する福祉避難室及び福祉避難所を確保及び整備する。

社会福祉施設等においては、入所する要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平常時から、施設や設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育訓練等防災対策の充実に努める。

地域においては、自主防災組織の結成とその育成により、要配慮者の避難支援体制を整備するとともに、災害時に適切な避難行動をとることができるよう、日頃から要配慮者を地域で助け合えるコミュニティづくりを進める。その際、女性の参画の促進に努める。

## 2 実施責任者

市

市社会福祉協議会

社会福祉施設等関係機関

県警察

自主防災組織、消防団、民生委員児童委員

## 3 実施内容

## (1) 災害時における要配慮者の避難支援に関する全体計画の策定及び実施

市は、要配慮者対策を重点的に具体化した個別計画として、「瀬戸内市災害時における要配慮者の避難支援に関する計画」を作成し、避難支援の対象者の範囲、自助・共助・公助の役割分担、避難行動要支援者の情報の収集・共有の方法、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令・伝達、支援体制、避難所における要配慮者への配慮など、市における要配慮者支援対策の基本的事項を定

めるとともに、対策を実施する。

(2) 避難行動要支援者の把握、名簿及び個別避難計画の作成

市は、地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

市は、地域防災計画並びに「瀬戸内市災害時における要配慮者の避難支援に関する計画」に基づき、危機管理課と保健福祉関係部局が連携し、避難行動要支援者の情報を把握して、避難行動要支援者名簿を整備し、発災時に避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われる体制を整備する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

市は、地域防災計画に基づき、危機管理課や保健福祉部など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

市は、地域防災計画に定めるところにより、避難支援等に関わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市は、地域防災計画に定めるところにより、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

## (3) 避難行動要支援者名簿の作成に関する事項

## ア 避難支援等関係者

あらかじめ名簿情報を提供する避難支援等関係者は、以下のとおりである。

- (ア) 瀬戸内警察署
- (イ) 市社会福祉協議会
- (ウ) 自治会、自主防災組織
- (エ) 消防団
- (オ) 民生委員児童委員

## イ 名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下のとおりとする。

- (ア) 要介護認定3以上を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳1・2級を所持する身体障害者（心臓・腎臓機能障害除く）
- (ウ) 療育手帳Aを所持する知的障害者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (オ) 市の生活サービスを受けている難病患者
- (カ) その他、避難支援関係者が避難行動支援の必要を認めた者

## ウ 名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿の作成に必要な個人情報については、保健福祉部が保有・収集した情報を、更新の際データベースに取り込み入手する。

## エ 名簿の更新に関する事項

名簿の更新は、年1回実施する。

## オ 名簿情報の提供に際し情報漏えい防止するための措置

名簿情報の提供を受けた者は、「災害対策基本法及び」「瀬戸内市災害時における要配慮者の避難支援に関する計画」に定めるとおり、守秘義務を遵守し、名簿の提供を受けた避難支援関係者以外に名簿が開示又は提供されることがないように名簿情報を適正に管理する。

## カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮に関する事項

要配慮者が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう「避難情報等の発令及び伝達マニュアル」に基づき、避難情報を適時適切に発令する。また、高齢者や障がいのある人にもわかりやすい言葉や表現、説明のほか、防災行政無線や広報車をはじめ、Lアラート、携帯端末を利用した緊急速報メールや瀬戸内市防災アプリの活用など、情報伝達手段の特徴や障害の区分や程度を踏まえつつ、避難支援関係者等による情報伝達体制も含め、一人ひとりに的確に伝わるよう配慮に努める。

## キ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の避難支援に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守り、また災害の状況に応じて可能な範囲で行うことが大前提であり、避難支援等関係者相互で安全確保に関する話し合いやルールを決めて、事前に避難行動要支援者に周知を行う。あわせて、配慮者及び避難行動要支援者に対して、避難支援関係者が助けられない可能性もあることに関して、あらかじ

め理解を得ておく。

ク 避難行動要支援者名簿の名簿情報の提供に関する同意確認

新たに名簿に掲載された避難行動要支援者本人に対し、避難行動要支援者名簿に掲載されたことを通知するとともに、本人の同意を得て、避難支援等関係者に名簿情報を提供することについての同意の有無について確認を行う。

(4) 個別避難計画の作成に関する事項

ア 優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方

避難行動要支援者の居住地域におけるハザードの状況や当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度、独居等の居住実態、社会的孤立の状況などを踏まえて作成の優先度を判断する。

また、できるだけ早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるよう、市が優先的に支援する計画作成と並行して、本人や、本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等による計画作成を進める。

イ 避難支援等関係者

地域の実情や地域での検討結果を踏まえて避難を支援する者を選定する。また、避難を支援する者を確保するために、地域住民や消防団、自主防災組織等と要支援者をマッチングし、平時からの関係づくりを促す。なお、個別避難計画への避難を支援する者の記載や外部への提供に関しては、避難を支援する者の了解を得て行うことを基本とする。

ウ 計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難支援等を実施するうえで配慮すべき心身に関する事項などについて、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人とかかわりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員児童委員など）から情報を把握する。

エ 計画の更新に関する事項

避難行動要支援者の心身の状況の変化や、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合等には、個別避難計画を更新する。

なお、避難の実効性を高めるために、必要に応じて医療・福祉関係者等と連携する。

オ 計画情報の提供に際し情報漏えい防止するための措置

個別避難計画情報を外部に提供する際には、その相手方に法律上の義務内容等を適切に説明するなど、個別避難計画情報に係る秘密保持が徹底されるよう努める。

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮に関する事項

避難支援等関係者が個別避難計画情報を活用して着実な情報伝達および早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の事項に特に配慮する。

- (ア) 高齢者や障がい者等にもわかりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること
- (イ) 同じ障害であっても、必要とする情報の伝達方法等は異なること

(ウ) 高齢者や障がい者等に合った、必要な情報を選んで流すこと

#### キ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

### (5) 避難行動要支援者の支援体制の整備

#### ア 避難支援体制の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政による要配慮者への避難支援は困難となる。そのため、市は、家族、近隣の者、自治会、自主防災組織、入所者施設等の職員など、要配慮者の身近にいる人又は組織が避難支援にあたるよう、日頃から啓発を行う。また、要配慮者の中でも特に避難行動要支援者については、消防機関が避難支援の中核となり、自治会、自主防災組織及び民生委員児童委員が連携して円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

#### イ 避難支援体制構築の取組

名簿情報を共有する消防機関並びに自治会・自主防災会組織及び民生委員児童委員は、避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の避難支援体制構築の取組に努める。避難支援体制構築の取組は、要配慮者対策を重点的に具体化した個別計画である「瀬戸内市災害時における要配慮者の避難支援に関する計画」により、対応する。

#### ウ 災害時における避難行動要支援者名簿の活用

市は、災害が発生もしくは発生するおそれがあるときは、避難行動要支援者を災害から保護するため、避難行動要支援者名簿を避難行動要支援者の名簿提供に関する同意の有無にかかわらず、避難支援関係者対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援に活用する。なお、自衛隊の部隊や県警察からの応援部隊など他地域から避難支援が受けられる場合も同様とする。

避難支援関係者は、避難行動要支援者名簿を活用し、近隣住民のほか、組織の構成員に名簿情報を知らせ、支援の応援を得て、避難行動要支援者の避難支援を行う。

#### エ 安否情報の収集等

避難行動要支援者は、避難指示、高齢者等避難を確実に受信できていない場合も多いことから、市は、災害時に避難支援関係者の協力を得て、避難してこない者に対して直接戸別訪問するなどして積極的に安否確認を行う必要がある。また、市は、災害時に近隣住民のほか、避難支援関係者による安否確認が進むよう配慮する。

### (6) 福祉避難所等の確保

市は、平常時から一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるとともに、平常時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。

その際、市は、小・中学校や公民館等の指定避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設などと連携し、障がいのある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。また、難病のある人に対しては、県、周辺市町村と連携し、避難所の確保に努める。

さらに、市は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む地域住民に周知するよう努める。

なお、被災した子どもに関しては、被災による生活環境の悪化に起因した心身への影響が軽減されるよう、応急的な居場所の設置に努める。

#### (7) 要配慮者の支援を実現するための防災対策

##### ア 市が行う取組

(ア) 要配慮者及びその家族に対して、防災意識の高揚及び防災知識の普及の啓発を行う。また、自治会・自主防災組織が行う防災訓練やコミュニティ活動に積極的に参加を呼びかけるよう努める。

(イ) 避難支援関係者のほか要配慮者の支援に関わる者に対して、防災知識の普及啓発や要配慮者の支援に関する研修等を行う。また避難行動要支援者の支援体制づくりを実現するため、避難支援関係者相互の連携の充実を図る。

(ウ) 社会福祉施設に対して、適切な防災教育が行われるよう指導するとともに、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の防災情報の伝達体制の整備を図る。

##### イ 要配慮者及びその家族が行う取組

(ア) 自主的かつ自発的に防災知識を習得するなど防災対策に努める。

(イ) 近隣の住民、近隣の社会福祉施設、障がいのある人の団体等とのつながりを保ち、自治会・自主防災組織が行う防災訓練に積極的に参加するよう努める。

(ウ) 要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データを自ら把握し、また、福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具、補装具の入手方法を明確にし、また特定の医療品等の備蓄に努める。

##### ウ 避難支援関係者が行う取組

(ア) 避難支援者関係者自身及びその家族の安全が確保されるよう防災対策に努める。

(イ) 自主防災組織の結成と要配慮者の支援を想定した防災訓練や資機材の整備など自主的かつ自発的な防災活動に努める。

(ウ) 相互の連携による支援の役割分担やルールをあらかじめ決めるよう努める。

##### エ 社会福祉施設等が行う取組

(ア) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計



画を策定する。

- (イ) 当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施にする。
- (ウ) 市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- (エ) 災害時に自主防災組織等の協力が得られるよう要配慮者及び職員、地域との交流に努める。
- (オ) 施設の設備の点検を常に行うとともに、安全避難のための必要な施設・設備について検討し、その整備・充実に努める。
- (カ) 市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

## 第8章

## 防災対策の整備・推進

## 第1節 防災に関する調査研究の推進

## 1 調査研究体制の確立

台風や大雨等の自然災害は、広範な分野にわたる複雑な現象で、かつ、地域的特性を有している。また、火災や爆発等の事故災害は施設の実態に大きく関係する。

これらの防災に関する調査研究は、関係機関の密接な連携のもとに、地域の特性や施設の実態等を考慮して実施することにより、地域防災計画の効率的推進を図る。

また、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。

なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努める。

## 2 重点を置くべき調査研究事項

## (1) 危険地域の実態把握

法による災害危険地域の指定を受けた地域の現地調査を実施するとともに、その他の危険地域についてもその実態を把握する。

- ア 水害危険地域の把握
- イ 地すべり危険地域の把握
- ウ 急傾斜地崩壊危険地域の把握
- エ 火災危険地域の把握
- オ その他災害危険地域の把握

## (2) 危険地域の被害想定

災害時において、迅速・的確な災害対策が実施できるよう市内の各地域について、関係機関等と共同して実態調査を行い、その結果及び過去に受けた災害状況から被害想定を行うとともに、実態の変化に即した適切な見直しを行う。

また、土砂災害危険箇所危険度を応急的に判断する技術者の養成及び事前登録などの活用のための施策等を推進する。

## 3 防災研究成果の活用

市は、国等で実施した防災に関する研究成果等を踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施するとともに、防災関係機関及び関係者に周知し、防災体制の充実強化を図る。

また、住民等の防災対策の向上に有効な研究成果については、積極的に啓発を図る。

## 第2節 緊急物資等の確保計画

### 1 物資の備蓄・調達

市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

### 2 体制の整備

市及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対して配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

なお、県は、大規模・長時間の停電が発生した場合、官公庁、病院等重要施設における非常用発電機への燃料供給を優先的に行うため、あらかじめ給油口の形状や発電持続時間、油種等の情報を収集するなど燃料の優先供給体制の整備を図る。

市及び県は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

### 3 被災地支援に関する知識の普及

市及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

### 第3節 公共用地等の有効活用

市及び県は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

### 第4節 被災者等への的確な情報伝達活動

- 1 市及び県は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。
- 2 市及び県は、市防災行政無線の整備や、IP通信網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。
- 3 市及び県は、報道機関及びポータルサイト運営事業者の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディアやワンセグ放送等を活用や、Lアラート（災害情報共有システム）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- 4 市及び県は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- 5 市、県及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。
- 6 市、国、県及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。
- 7 国及び県は、防災気象情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルも併せて提供する。

## 第5節 災害救助基金等の整備

災害救助法第22条の規定により、同法第21条に規定する災害救助に要する費用支弁の財源に充てるため、災害救助基金の積み立てを行う。

第1編 総則

第2編 災害予防計画

第3編 災害応急対策計画

第4編 災害復旧計画

## 第1節 方針

食料については、円滑な確保を図るため、家庭内・事業所内の備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定等や、食品加工業者・外食産業者との協力体制を整備する等により、調達体制を整備する。

飲料水については、給水計画を樹立し、住民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×約3ℓ/日）の水を確保する。

## 第2節 実施内容

### 1 食料の確保

市は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料を確保・供給するため、事前に次の措置等を行う。

- (1) 市内における緊急食料の調達、炊き出しを含む配分計画及びその実施手順に関するマニュアルの策定、なお、計画等の作成に当たっては、乳幼児、高齢者等の要配慮者等への適切な食料供給に充分配慮する。

- (2) 援助食料の集積場所の選定

- (3) 住民、事業所の食料備蓄の啓発

### 2 飲料水確保

市は、以下のことについて実施する。

- (1) 水道復旧資材の備蓄を行う。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水マニュアルを作成する。  
マニュアルについては以下のことを内容とする。
  - ア 臨時給水所設置場所の事前指定
  - イ 臨時給水所設置場所の一般住民への周知方法
  - ウ 臨時給水所運営の組織体制（災害対策本部・現地災害対策本部）
  - エ 各臨時給水所と災害対策本部の通信連絡方法
  - オ 必要な応急給水用資機材の確保方法（給水車・給水タンク・ろ過機等）
  - カ 地図等応援活動に際し必要な資料の準備

- (3) 給水タンク、トラック、ろ過機等応急給水用資機材を整備するとともに、配水池の容量アップ及び緊急用貯水槽を設置し、緊急時連絡管の検討を行う。
- (4) 住民・事業所等に対し貯水や応急給水について指導を行う。
- (5) 水道工事業者等との協力体制を確立する。

### 3 生活の支援等

市は、次の事項を内容とする備蓄・調達計画を策定する。

- (1) 市が確保すべき生活必需品（以下「特定物資」という。）の品目・必要数の把握
- (2) 特定物資に係る流通在庫の定期的調査
- (3) 特定物資の調達体制
- (4) 緊急物資の集積場所
- (5) 市が備蓄する生活必需品の品目・数量及び保管場所

## 第1節 方針

避難経路について複数ルートを確認しておくとともに、総合的な避難計画を策定し住民等への周知を図るとともに、避難計画に基づく訓練に努める。

市は、あらかじめ指定避難所の指定を行い、平常時に施設設備の整備及び生活物資の確保を行い、日頃から整備状況や在庫状況をよく確認する。災害時には避難所において資機材や生活物資等が不足することも予想されるので、調達業者の確保を図る。他にもできる限りの準備を行い、災害時における住民の生命、身体の安全及び良好な避難生活の確保に努める。

避難所運営については、基本計画を事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。

避難所設置施設の職員は、避難所である間は通常業務の実施は困難であるため、避難所の管理運営を優先に行いつつ、業務再開に向けた準備を行う。運営に当たっては、避難者・市・施設管理者の三者間で協議等を行うことにより、円滑な運営を図る。

## 第2節 実施内容

### 1 避難方法

#### (1) 避難の勧告等の判断・伝達マニュアルの整備

避難の勧告等の判断・伝達に当たって、混乱を招かないよう、次の事項を定めたマニュアルを作成する。

- ア 避難の勧告等の発令者
- イ 避難を要する理由
- ウ 伝達系統及び方法
- エ 対象地域の範囲
- オ 避難の時期、指導者
- カ 避難場所、避難経路
- キ 携帯品の制限等

#### (2) 避難計画

市は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、指定緊急避難場所等の施設管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。

また、避難計画策定に当たっては、要配慮者へ充分配慮するとともに、消防団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避す



るため、津波到達時間内での防災対応、避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。

市及び県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市及び施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

### (3) 避難訓練の実施

市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成した上で、関係機関と連携し、又は単独で、地域住民の参加を得て、避難訓練を実施する。

また、避難訓練等の実施を通じて避難誘導活動上の問題点等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。

## 2 指定避難所の設置

### (1) 指定避難所の指定・周知

市は、公民館、公園、学校等の公共施設を対象に、地域の人口、地形等及び想定される災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また所要の箇所への表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。

指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けられる体制が整備されているもの等を指定する。

また、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について十分協議するとともに、被災者の生活環境を確保するための設備の整備に努める。

また、建物が被災した場合を想定し、建物の建築年、床面積、構造、階数、耐震診断・改修の状況等を把握しておく。特に、昭和56年5月末以前に建築確認を受けた建物を指定避難所とする場合は、早急に耐震診断を行い、耐震改修が必要な建物については補強・改修を行うなどにより、安全性を確保する。

ただし、指定避難所としての条件を満たす適当な施設等がない場合は、災害時に野外に天幕又は仮設住宅を設置して避難所を開設し、また、市内に適当な建物又は場所がない場合は、近隣自治体等への要請、近隣民間施設の借上げ等により設置することを想定し、近隣自治体や民間業者等との間での協定締結等に努める。

また、市は、一般の指定避難所では生活することが困難な要配慮者のため、高齢者福祉施設、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努める。

(指定避難所の指定条件)

- ア 地区住民を十分収容することのできる面積を有する。
- イ がけ崩れ、地すべり、河川の氾濫等の危険が見込まれる地域を避けて指定する。  
また、危険物施設の近くや上空に高圧線があるところは避ける。
- ウ 避難所として使用する建物は、耐震、耐火性の高い建物を優先して選定する。  
また、建物が災害により使用不可能となる可能性も考慮し、隣接して空き地があることが望ましい。
- エ 避難生活が数週間以上に及ぶことも考えられるため、避難所は物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮して選定する。

(2) 指定避難所の設備の整備

市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、防災無線等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど避難所の開設に必要な設備及び換気、照明等を整備し、被災者の生活環境を確保するとともに、指定避難所に指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備に努める。

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物(特定動物を除く)(以下「被災ペット」という。)のためのスペース確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

市は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話株式会社に申請し、承認を受けておく。

(3) 指定避難所における生活物資の確保

市は、緊急の際の避難所への「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておくとともに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、燃料、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。福祉避難所についても、同様とする。

(4) 避難所設置マニュアルの策定

市は、災害時における避難所設置手続きについて、次の内容とするマニュアルをあらかじめ策定し、避難所の開設・管理責任者等必要な事項について住民への周知を図る。

- ア 避難所の開設・管理責任者、体制
- イ 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法
- ウ 災害対策本部への報告、食料・毛布等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- エ その他開設責任者の業務

### 3 避難所の運営体制

#### (1) 市の管理伝達体制

市は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法についてマニュアルをあらかじめ定めておく。

なお、当該職員も被災する可能性が高いうえ、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。

#### (2) 避難者の自治体制

市は、避難所での避難者に対する正確な情報の伝達や円滑な食料、飲料水等の配布に努める。また、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の関係機関に対して協力を求める。さらに、避難所運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、自主防災組織や被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

そして、避難所運営の円滑を図るため、自主防災組織や自治会、指定避難所に指定した施設の管理者等、関係者とあらかじめ協議した上で、指定避難所に次の内容について定めた「避難所運営マニュアル」を作成しておき、健康管理、防犯、衛生上の観点等での避難者の良好な生活環境の確保を図るとともに、要配慮者に必要な支援内容等を明確にしておく。

なお、避難所の運営に当たっては、女性の参画を推進するとともに、在宅避難者を含めた避難者の状況把握や避難生活での男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した運営に努める。

- ア 避難者の自治体制（立ち上げ、代表者、意思決定手続き等）に係る事項
- イ 避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区の設定及び配分、トイレ、ごみ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）
- ウ 避難者名簿の作成等、避難状況の確認方法に係る事項
- エ 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項
- オ その他避難所生活に必要な事項
- カ 平常体制復帰のための対策
  - 事前周知、自治団体との連携
  - 避難者の生活と授業環境の確保のための対策
  - 避難者の統合・廃止の基準・手続き等

#### (3) 管理者による避難所支援体制

指定避難所の管理者は、避難所の維持管理に協力するとともに運営の支援にあたるため、関係自主防災組織等とともに、避難所マニュアルの策定に参加する。

また、関係職員にあらかじめ研修を行い、必要な知識の習得に努める。

(4) 避難者及び支援スタッフの心のケア

避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、特に精神的な面でのメンタル・ケアの必要がある。また、支援スタッフに対するケアの不足も問題として提起されている。そのため内科に加え、精神科の診療を行うことができる避難所救護センターを設置する。